

令和8年3月18日

長久手市立小中学校
保護者 各位

長久手市長 佐藤 有美
(公印省略)

令和8年度の小中学校給食費について(お知らせ)

日頃より、本市の学校給食運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
令和8年度の小中学校給食費について、下記のとおり決定しましたのでお知らせします。
今後も、給食の品質や量を維持し、引き続き安全・安心な学校給食の実施に努めてまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

記

1 令和8年度の給食費及び保護者負担額(1食あたり)

令和8年度の給食費は、原材料費及び米価価格の高騰が続いていることから、令和7年度と比較して小学校は20円、中学校は30円、値上げをします。

一方で保護者負担金は、小学校は、国の施策である学校給食費の抜本的な負担軽減(いわゆる給食無償化)と、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(以下「重点支援地方交付金」という。)を活用し、無償化を実施します。

中学校では、国の施策は実施されませんが、市の公費負担と、国の重点支援地方交付金を活用し、保護者負担額を令和7年度と同額に据え置き、保護者の負担軽減を図ります。

【令和7年度】

	給食費	保護者負担額
小学校	310円	250円
中学校	350円	290円



【令和8年度】

	給食費	保護者負担額	公費負担
小学校	330円	0円	国の <u>重点支援地方交付金</u>
中学校	380円	290円	市公費負担 及び 国の <u>重点支援地方交付金</u>

2 その他

- (1) 小学校では学校給食費の抜本的な負担軽減が開始されることに伴い、本市が小学校給食費に対して長年に渡り実施してきました1食あたり20円の公費負担は廃止します。
- (2) 重点支援地方交付金を活用して実施する公費負担は、令和8年度限りの措置であり、令和9年度以降の公費負担については未定です。

(問合せ先: 長久手給食センター 担当池田 電話 62-3910)

給食に関するQ & A

Q 1 国の施策「学校給食費の抜本的な負担軽減」とは何ですか。

A 1 学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援です。国からの支援額は、児童1人当たり月額5,200円が基準とされています。

給食費が支援の基準額を超える場合、差額を保護者から徴収することも可能とされていますが、本市においては、令和8年度は国からの「重点支援地方交付金」を活用し、無償化を実施します。

Q 2 中学校の給食費は無償にならないのでしょうか。

A 2 国は、まず小学校から始め、その後中学校についてもできる限り速やかに実施する方針を示しています。本市としては、国の動きを注視しつつ、令和8年度においてはこれまでの市の公費負担を継続するとともに、国からの「重点支援地方交付金」を活用することで、保護者負担額を令和7年度と同額に据え置き、保護者負担の軽減に努めています。

Q 3 市の公費負担はあるのでしょうか。

A 3 中学校の保護者負担軽減のため市の公費により20円を負担します。

Q 4 食材価格の上昇に対するこれまでの市の取組にはどんなものがありますか。

A 4 給食費を値上げせず栄養バランスを維持するため、安価な食材の選択や味付けの工夫などにより献立を調整しています。あわせて、令和4・5年度には国の臨時交付金を活用した食材購入のほか、令和4年度は2・3学期の給食費を半額、令和5年度は3学期を無償としました。さらに令和7年度は1食当たり60円の公費負担を行うなど、保護者負担の軽減に努めています。

Q 5 給食費は何に使われていますか。

A 5 保護者が納入する給食費は学校給食法により全て食材費に充てられます。施設や設備に係る経費、光熱水費、人件費等は、市の負担となっています。

Q 6 小学校は無償なら、給食の欠食の届出は不要になるのでしょうか。

A 6 引き続き必要です。フードロスの観点から、食べない日の10日前までに必ず欠食の届出を行ってください。

Q 7 給食費の納入が困難な場合はどうしたらよいですか。

A 7 給食費等の支援を行う援助制度があります。申請が必要で、認定要件もありますので、詳細については、市ホームページをご確認ください。

長久手市 就学援助費

検索

(問合先: 長久手給食センター 担当池田 電話 62-3910)